

「車載式故障診断装置の診断の結果」の点検（OBD 点検） に関するよくある質問

<全般>

問 1 「車載式故障診断装置（OBD）の診断の結果」の点検（以下、「OBD 点検」という）とは何ですか。

(答)

- 近年、自動車の各構造装置で電子的に制御されるものが増えていますが、これらの装置が確実に機能するためには、日頃から適切な点検整備を行う必要があります。
- そのため、これまで各構造装置の摩耗や劣化、損傷といった、外観を点検する項目が主だった定期点検項目に、「原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム、エアバッグ（かじ取り装置並びに車枠及び車体に備えるものに限る。）等に係る電子制御装置」の機能の確認を追加しました。具体的には、OBD に記録されている、上記電子制御装置に故障がないか等の診断結果を、スキャンツールや識別表示を用いて点検し、必要な整備を行っていただくこととなります。

問 2 「車載式故障診断装置（OBD）」とはどのような装置をいいますか。

(答)

- 「車載式故障診断装置（OBD）」とは、「車両に搭載される装置であって、故障を検知し、警報装置によって故障の発生を知らせ、エンジンその他の電子制御装置内の記録装置に記録された情報によって故障発生時の装置の作動状態を特定する機能を有するもの」をいいます。
- また「警報装置」とは、「車両に搭載される装置であって、当該車両の運転者その他の乗員に対し、「車載式故障診断装置（OBD）」が異常を検知したことを知らせるもの」をいいます。このうち、運転者席において目視により容易に確認できるようなものを「識別表示（警告灯）」といいます。

<導入時期・対象自動車>

問 3 OBD 点検は、いつから導入されますか。

(答)

- 令和 3 年 10 月 1 日より導入されました。

問 4 どのような自動車が、OBD 点検の対象になりますか。

(答)

- 自動車の年式等に関わらず、車載式故障診断装置が搭載されている自動車は、すべて OBD 点検の対象となります（ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く）。

<点検の時期>

問 5 対象自動車の OBD 点検の実施時期はいつですか。

(答)

- 乗用車、貨物車、特種車や自家用、事業用の区別に関係なく、12 月毎に OBD 点検を行ってください。

問6 OBD点検は車種や用途を問わず、なぜ12ヶ月毎とするのでしょうか。

(答)

- OBD点検は、車載式故障診断装置の「機能の確認」に相当するところ、従来の点検基準において「機能の確認」に当たる点検の期間は12ヶ月からとなっていることを踏まえ、12ヶ月毎としています。
- また、自動車の各構造装置に搭載されている電子制御装置は経年劣化するところ、車種や用途の区別による差は大きくないと考えられることから、OBD点検の間隔に差を設けていません。

<点検の対象装置>

問7 どの装置に関するOBDの診断の結果が、点検の対象になりますか。

(答)

- 対象装置は「原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム、エアバッグ(かじ取り装置並びに車体に備えるものに限る。)、並びに衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置」であり、それらに係るOBDの診断の結果が、点検の対象となります。
- このとき、「保安基準不適合」+「保安基準不適合のおそれ」として警報されていない故障コードについては法定点検の対象外となりますが、何らかの不具合が生じている可能性があるため、その結果を踏まえた適切な整備が推奨されます。

<点検の実施方法>

問8 どのようにOBD点検を行うのでしょうか。

(答)

- OBD点検には、スキャンツールを用いて点検する方法と、診断の対象となる識別表示を用いて点検する方法があります。

<スキャンツールを用いた点検方法>

スキャンツールの接続部を車載式故障診断装置と接続し、車載式故障診断装置の診断の結果を読み取ることにより点検します。

<識別表示を用いた点検方法>

イグニッション電源をオンにした状態で診断の対象となる識別表示が点灯することを確認し、原動機を始動させます。そして、診断の対象となる識別表示が点灯または点滅し続けないかを目視により点検します。

ただし、自動車メーカー等の作成するユーザーマニュアル等により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。

問9 スキャンツールを用いたOBD点検の結果、どのような故障コード(DTC)が検出された場合に、整備を行うのでしょうか。

(答)

- スキャンツールを用いたOBD点検により検出された故障コード(DTC)のうち、整備が必要となる故障コード(DTC)は、整備要領書等を参考に判断してください。

問10 車載式故障診断装置のスキャンツール接続コネクタが見あたりません。

(答)

- 車載式故障診断装置のスキャンツール接続コネクタ(OBDポート)の位置が分からぬ場合は、自動車メーカー等が作成した整備要領書等によって確認することができます。
- なお、スキャンツール接続コネクタ(OBDポート)が装着されていない場合は、識別表示を用いた点検方法による代替も可能です。

問11 OBD点検の対象となる車載式故障診断装置が搭載されていない自動車はOBD点検を行わなくてもよいのでしょうか。

(答)

- 車載式故障診断装置が搭載されていない自動車は、OBD点検を行う必要はありません。

<点検整備記録簿>

問12 自動車点検基準が改正される前の整備要領書や点検整備記録簿をOBD点検導入後も引き続き使用することはできますか。

(答)

- 引き続き使用することは可能です。

問13 自動車点検基準が改正される前の整備要領書や点検整備記録簿を使用する際、どこにOBD点検の項目を記入すればよいですか。

(答)

- 点検整備記録簿の「その他の点検・整備項目」欄に、「車載式故障診断装置の診断の結果」を記入したうえで、点検結果を記録してください。なお、「OBDの診断の結果」と省略して記入することも可能です。

問14 OBD点検の結果が良好だった場合、点検整備記録簿にどのように記入すればよいですか。

(答)

- 従来の点検項目と同様、「車載式故障診断装置の診断の結果」(OBDの診断の結果)の点検項目欄に、を記入してください。

問15 OBD点検の対象以外の識別表示が点灯または点滅し続けている場合は点検整備記録簿にどのように記入すればよいでしょうか。

(答)

- OBD点検の対象外である識別表示については、点検整備記録簿に記入する必要はありません。
- ただしOBD点検の対象外である装置について、整備の要否を判断し、整備を行った場合はその概要を記入してください。

問16 「保安基準対象外の電子制御装置について部品交換をした場合、特定整備記録簿への記載は行うべきでしょうか。

(答)

- ユーザーへの整備内容の正確な情報の伝達や、次回以降の点検整備を適切に実施し保守管理に役立てる観点から、保安基準対象外の電子制御装置の整備をした際に、法令上の義務ではありませんが、その内容を特定整備記録簿へ記載することが望ましいです。

<指定整備事業者>

問17 電子制御装置整備の認証を取得していない指定整備事業者が、OBD 点検を行い、保安基準適合証を交付することはできますか。

(答)

- 令和3年10月1日以降、電子制御装置整備の認証を取得していない指定整備事業者が、電子制御装置整備の対象となる自動車のOBD点検を行い、保安基準適合証等の交付をすることはできません。
- ただし、特定整備制度の施行日（令和2年4月1日）までに、以下の運行補助装置に係る作業（整備・改造）を全て行っていた場合に限り、引き続き、施行日から4年を経過する日（令和6年3月31日）まで、保安基準適合証等を交付することができます。
- ・スキャンツールをつないでのエーミング作業など
 - ・カメラ等のセンサーの取り外し、取り付け位置・角度の変更
 - ・ECUの取り外し、取り付け位置・角度の変更
 - ・グリル、パンパーの取り外し、取り付け位置・角度の変更
 - ・窓ガラスの取り外し、取り付け位置・角度の変更
- ※自動運行装置に係る経過措置はありません。

<その他>

問18 OBD点検とOBD検査の違いを教えてください。

(答)

- OBD点検とは、自動車の故障やトラブル防止、性能の維持を図るために行う定期点検の項目として、令和3年10月1日より追加された、「車載式故障診断装置の診断の結果」の点検のことを指します。対象車両は、大型特殊自動車、被牽引自動車及び二輪自動車以外の自動車となります。
- 一方OBD検査とは、令和6年10月1日（輸入車の場合は令和7年10月1日）よりこれまでの車検時の検査項目に追加される、検査用スキャンツールをOBDポートに接続して故障コード（DTC）を読み取り、保安基準に適合しないものとして自動車メーカー等よりあらかじめ提出される特定の故障コード（特定DTCという）と照合することにより、合否を判定する検査項目を指します。対象車両は、大型特殊自動車、被牽引自動車及び二輪自動車を除く自動車のうち、令和3年10月1日以降の新型車（輸入車の場合は令和4年10月1日）となります。